

法政大学と相模原市との包括連携に関する協定書

法政大学（以下「大学」という。）と相模原市（以下「市」という。）とは、次のとおり包括連携協定を締結します。

（目的）

第1条 この協定は、大学と市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、及び発展させるとともに、様々な分野に関する包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図り、もって市のまちづくりに寄与することを目的とします。

（連携・協力内容）

第2条 大学及び市は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組みます。

- （1）教育・文化に関すること。
- （2）人材育成に関すること。
- （3）健康・福祉に関すること。
- （4）環境保全に関すること。
- （5）まちづくりに関すること。
- （6）産業振興に関すること。
- （7）防災に関すること。
- （8）前各号に掲げるもののほか、相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項に関すること。

（情報交換及び協議）

第3条 大学及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めます。

（その他）

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めます。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有します。

令和2年11月20日

東京都町田市相原町4342番地

法政大学

総長 田中 優子

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市

代表 相模原市長 本村 賢太郎